

# 1 計画策定の背景と趣旨

## 【国の動き】

わが国における女性の地位向上や男女共同参画社会の形成などの取組は、国連が昭和50年（1975年）を国際婦人年とし、翌年から10年間で「国連婦人の十年」と定めるなど、国際的に活発な活動が展開されてきたことから大きく前進しました。

国内においては、昭和60年（1985年）の女子差別撤廃条約の批准国になったのを契機に、男女雇用機会均等法等法律や制度の整備が進められ、平成11年（1999年）に、男女共同参画社会の実現を促進するため、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。これを受け平成12年（2000年）12月には「男女共同参画基本計画」も策定され、男女共同参画社会の実現は21世紀のわが国の最重要課題に位置づけられました。

平成22年に策定された、第3次男女共同参画基本計画においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組を進めてきました。そして、現在、社会全体で女性活躍の動きが拡大し、日本社会は大きく変わり始めています。平成27年には、一億総活躍社会への挑戦を掲げました。若者も高齢者も、女性も男性も、障害のある方も誰もが、一人ひとりの個性と多様性を尊重され活躍できる社会を目指すこととしています。同年8月には、指導的地位への女性の参画促進に向けて、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

平成23年3月には東日本大震災が発生し、その経験から防災分野における男女共同参画の推進に更に取り組を進める必要が明らかとなり、防災基本計画の修正、災害対策基本法の改正、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針の作成などの取り組みが進められてきました。

平成27年に策定されている第4次男女共同参画基本計画は、「第1部 基本的な方針」と「第2部 政策編」からなり、第2部では、Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍、Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現、Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整理、Ⅳ 推進体制の整備・強化で構成されています。

また、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた取り組みが行われていますが、配偶者からの暴力は、重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われていません。配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている状況にあります。これらを改善し人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要なことから、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法\*）が施行されました。平成16年5月のDV防止法の第一次改正、さらに平成19年7月には第二次改正、さらに

平成25年7月には第三次改正が行われ、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及び被害者についてもこの法律が準用されることとなり、法律の題名は「配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）」と改められ、平成26年1月に施行されました。

## 【島根県の動き】

豊かで活力ある県土を築いていくために、島根県では男女共同参画社会基本法の理念に則り、平成13年2月に「島根県男女共同参画計画（しまねパートナープラン21）」を策定し、平成14年4月には「島根県男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会を目指しての環境づくりを進めてきました。その後、高齢化・少子化の進行や産業構造・就業構造の変化などの社会経済情勢の変化や国の男女共同参画基本計画の改定を踏まえ、平成18年3月に「島根県男女共同参画計画 改定計画（しまねパートナープラン21）」として策定、平成23年5月には、「第2次島根県男女共同参画計画」（計画期間：平成23年度～平成27年度）を策定しました。

平成26年7月には今後の男女共同参画施策をより一層充実させるための基礎資料を得ることを目的として、「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」を実施しました。

平成27年度には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律「女性活躍推進法」が8月に成立しました。その法律の趣旨と、県民の意識実態調査の結果を反映させた「第3次島根県男女共同参画計画」が策定されました。

平成13年、DV防止法が制定されたことにより、DVは重大な人権侵害であると明確に位置づけられたことにより、島根県ではDV対策を重点課題と位置づけ、施策を明らかにした「島根県DV対策基本計画」を平成17年7月に策定しました。さらに、平成19年7月にDV防止法が改正されたことを受けて、平成20年3月に「島根県DV対策基本計画（第1次改定版）」を策定、平成23年度には、それまでの現状、課題、今後の取り組むべき施策を明らかにした「島根県DV対策基本計画（第2次改定版）」が策定されました。

平成28年度「島根県DV対策基本計画（第3次改定版）」の作成に向け、計画策定委員会を開催するなど現在改正作業を進めています。

具体的には、島根県女性相談センター（松江市・大田市）や各児童相談・女性相談窓口および警察本部の警察相談センターや各警察署において相談に対応するほか、一時保護、母子生活支援施設等への入所調整、関係機関と連携し、様々な自立支援が行われています。

## 【浜田市の動き】

平成17年10月1日の市町村合併に伴い、浜田市男女共同参画推進条例を即日施行し男女共同参画社会の実現に努めてきました。私たち一人ひとりが、互いの人権を尊重し、対等な社会の構成員として、共に認め合い、個性や能力を十分発揮できるまちを

つくるため、浜田市の現状を理解したうえで、国、県の男女共同参画基本計画を踏まえ、平成19年2月に「浜田市男女共同参画推進計画」を策定しました。また、平成23年3月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律も取り入れた「浜田市男女共同参画推進計画（第2次）—浜田市DV対策基本計画—」を策定し、男女の人権の尊重、社会における制度又は慣行についての配慮、政策等の立案及び決定への共同参画、家庭生活における活動と他の活動の両立、国際的協調の5つの基本理念を基に広報・啓発活動に取り組んできました。

平成26年12月には、「男女共同参画に関する市民の意識・実態調査」を実施しました。その結果、前回の調査に比べて、男女共同参画意識の数値の変動が若干あったものの、まだまだ浸透しているとはいえない状況です。

近年では、異性や配偶者に対する暴力が深刻化するなど、ケースによっては生命に関わる事態もあり、被害者の保護は緊急性を求められます。さらに、被害者やその関係者の安全を確保するため、情報管理には細心の注意を払うとともに、根絶に向けた認識を深める啓発活動を行い、相談窓口の充実や関係機関との連携による効果的な被害者支援などの整備を行う必要があります。

次に、東日本大震災では、被災地において、救助・救援、消火活動及び復旧・復興等の担い手として多くの女性が活躍しました。しかし一方では、物資の備蓄・提供、避難所の運営などにおいて女性の視点に立った対応が充分ではなかったなど、様々な課題が明らかになりました。防災や復興における政策・方針決定過程への女性の参画や、災害などにおける男女共同参画の視点での対応が必要と考えられます。これらのことを踏まえながら、仕事、家庭、地域に積極的に参画する機会が確保され、共に社会を支えていく男女共同参画社会実現が一層高まるよう、この「浜田市男女共同参画推進計画」（第3次）を策定しました。

**\*DV防止法（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律）**

- 平成13年 事実婚を含む夫婦間の暴力防止と被害者保護のため制定  
通報、相談、保護、自立支援等の基本的体制の整備
- 平成16年改正 配偶者からの暴力の範囲の拡大及び保護命令制度の拡充
  - ① 身体に対する暴力に加え、精神的暴力や性的暴力など心身に有害な影響を及ぼす言動も該当
  - ② 退去命令期間延長、子どもへの接近禁止命令の創設
- 平成19年改正 市町村における基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置が努力義務化、保護命令制度の拡充
  - ※ あらたな保護命令の対象として定義されたもの
    - ① 生命・身体に対する脅迫行為
    - ② 被害者に対する電話・電子メール等でのいやがらせ行為の禁止
    - ③ 被害者の親族等への接近禁止
- 平成25年一部改正  
法律名「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改名  
生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に準じて、法の適用対象とされる

## 2 計画の性格

- (1) この計画は「男女共同参画社会基本法」第14条及び「浜田市男女共同参画推進条例」第10条に基づき、国の「男女共同参画基本計画」や県の「島根県男女共同参画計画」を踏まえて策定するものであるとともに、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく計画にあたります。
- (2) この計画は「浜田市総合振興計画」を上位計画とし、同計画との整合性を図りながら、また、市民から寄せられた意見を反映して策定するものです。
- (3) 本市における男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進するための指針として、市が実施する施策の基本的な方向と具体策を示すものです。

## 3 計画の期間と構成

### (1) 計画の期間

計画の期間は平成28年度～平成33年度までの6年間とします。

なお、社会情勢の変化などに対応する場合には、状況に応じて見直しを行います。

### (2) 計画の構成

この計画は3部構成です。

- 第1部 計画策定にあたって
- 第2部 施策の基本目標と具体策
- 第3部 計画の推進

また、本計画とは別に資料編を作成し、この計画の関係資料を掲載しています。

## 4 計画の骨子

### (1) 基本理念

- I 男女の人権の尊重
- II 社会における制度又は慣行についての配慮
- III 政策等の立案及び決定への共同参画
- IV 家庭生活における活動と他の活動の両立
- V 国際的協調

## (2) 基本目標

基本理念に基づき、次の5つの基本目標を掲げ、その達成を図る施策や事業を推進します。

### I 個人の尊厳の確立

- ① 人権尊重の意識づくり
- ② 人権尊重の環境づくり
- ③ 男女間における暴力の根絶
- ④ 生涯を通じた男女の健康づくり

### II 社会制度・慣行の見直しと意識改革

- ① 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- ② 男女共同参画推進に向けた意識づくり
- ③ 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

### III 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進

- ① 市政における男女共同参画の推進
- ② 各種団体、企業などにおける男女共同参画の促進

### IV 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

- ① 家庭・地域における男女共同参画の促進
- ② 雇用の分野における男女共同参画の促進
- ③ 農林水産業・商工自営業における男女共同参画の促進
- ④ 福祉社会の充実

### V 国際社会を視野に入れた男女共同参画の推進

- ① 広い視野を育てる国際理解の促進